

エコマークにおける木材・木材製品の合法性確保に伴う 認定基準の軽微な改定について

エコマークでは、木材・木材製品を扱う商品類型において、順次、木材・木材製品（紙製品も含む）に使用される原木の合法性の確保に関する基準項目（次頁以降）を追加することになりました。

2007年4月1日の軽微な改定により、運用を開始する商品類型は、以下の6類型です。

- No.106「情報用紙 Ver.2」
- No.107「印刷用紙 Ver.2」
- No.112「文具・事務用品 Ver.1」
- No.113「包装用紙 Ver.2」
- No.114「紙製の包装用材 Ver.2」
- No.130「家具 Ver.1」

追記内容については、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、次頁以降の通りとしますが、各商品類型への反映において、それぞれの基準に合わせた調整を行います。

運用開始日（基準改定日）： 2007年4月1日を予定

1. 基準への追記項目

A. 紙材の場合

< 基準への追加事項 >

バージンパルプ（間伐材、低位利用木材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く）が使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。

< 証明方法 >

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者もしくは製紙事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書（エコマーク付属証明書 No. x x）を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
事業者認定（関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等）を受けていることの証明書

合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法（合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。）証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者もしくは製紙事業者は、 にあっては関係団体の定める管理規範を、 にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

B. 木材の場合

< 基準への追加事項 >

木材および木質材料に、間伐材、再・未利用木材以外の木材が使用される場合にあつては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

< 証明方法 >

同上

* ただし、木材の場合は「製紙事業者」を「最終製造者」に読み替えて使用するものとする。

2. 証明を行う事業者

申込者（申込製品の製造メーカー）もしくは製紙事業者（木材にあつては、最終製造者）

(財)日本環境協会 エコマーク事務局長 殿

木材・木材製品の合法性に関する証明書(案)

発行日：平成 年 月 日

(発行者：会社名)

印(社印を捺印)

発行者は申込者もしくは製紙事業者(木材にあつては、最終製造工場)

申込み製品に使用される原料の合法性については、エコマーク使用契約期間中、下記 2.の管理規範に従って合法性の確認された材を分別管理し、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性の確認*を行った木材・木材製品のみを申込製品に供給することを証明します。

記

1. 証明書発行者に関する証明	<p>証明書発行者は、自社(団体)の取組に関する以下のいずれかの証明書を、本書類に添付してください(添付する書類の にチェックして下さい)</p> <p>(1) CoC 認証制度により、事業者認証を受けていることの証明書 (2) 事業者認定を受けていることの証明書 (3) 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその旨。以下同じ。) 証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範</p>	
2. 管理規範	管理規範の名称	上記 1. で(3)を選択された方は、管理規範の写しを本書類に添付してください。
	管理規範の作成者	団体名： 所在地：
	管理規範の公表場所	インターネット等の掲載場所(URL など)を記載して下さい。
3. 合法性確認	<p>申込時点のロットに限り、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した証明書*(写しも可)を本書類に添付して下さい。</p>	

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。